

2020年2月3日

株主の皆さまへ

東京都千代田区平河町 2-10-4
フェリクス少額短期保険株式会社
代表取締役 多田 猛

事業譲渡に係る公告

フェリクス少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、2020年1月9日付でプリベント少額短期保険株式会社（以下「プリベント少額短期保険」といいます。）との間で事業譲渡契約書を締結し、2020年1月24日付で当社ならびにプリベント少額短期保険の株主総会の承認決議が得られました。

つきましては、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の30において準用する同法第142条に基づき、当社の事業をプリベント少額短期保険へ譲渡することとし、その効力発生日（予定）を2020年3月13日※としましたので下記のとおり公告いたします。

※効力発生日については、内閣総理大臣の認可が行われることが条件であることから変動の可能性がございます。

記

会社法第469条第1項の規定に基づき、この事業譲渡に反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

以上